

四日市市上下水道局管理規程第1号

四日市市水道事業会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月10日

四日市市上下水道事業管理者 山本 勝久

四日市市水道事業会計規程の一部を改正する規程

四日市市水道事業会計規程（平成5年水道局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p data-bbox="212 795 501 831"><u>（指定納付受託者）</u></p> <p data-bbox="165 857 780 1189">第8条の2 管理者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第231条の2の3第1項の指定納付受託者</u>（以下「<u>指定納付受託者</u>」という。）を指定し、又はこれを変更し、若しくは取り消したときは、その旨を告示するものとする。</p> <p data-bbox="212 1272 512 1308">（納入通知書の送付）</p> <p data-bbox="165 1335 413 1370">第27条 （略）</p> <p data-bbox="165 1397 312 1433">2 （略）</p> <p data-bbox="165 1460 780 1789">3 第1項の規定にかかわらず、<u>指定納付受託者</u>に納付させる場合は、当該<u>指定納付受託者</u>へ納入通知書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を送信することにより、納入義務者に対して納入の通知をしたものとみなす。</p> <p data-bbox="165 1816 480 1852">4から6まで （略）</p> <p data-bbox="212 1935 443 1971">（領収書の交付）</p> <p data-bbox="165 1998 780 2033">第28条 企業出納員等が金銭を収納し</p>	<p data-bbox="860 795 1123 831"><u>（指定代理納付者）</u></p> <p data-bbox="809 857 1423 1189">第8条の2 管理者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第231条の2第6項の指定代理納付者</u>（以下「<u>指定代理納付者</u>」という。）を指定し、又はこれを変更し、若しくは取り消したときは、その旨を告示するものとする。</p> <p data-bbox="860 1272 1160 1308">（納入通知書の送付）</p> <p data-bbox="809 1335 1056 1370">第27条 （略）</p> <p data-bbox="809 1397 956 1433">2 （略）</p> <p data-bbox="809 1460 1423 1789">3 第1項の規定にかかわらず、<u>指定代理納付者</u>に納付させる場合は、当該<u>指定代理納付者</u>へ納入通知書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を送信することにより、納入義務者に対して納入の通知をしたものとみなす。</p> <p data-bbox="809 1816 1123 1852">4から6まで （略）</p> <p data-bbox="860 1935 1091 1971">（領収書の交付）</p> <p data-bbox="809 1998 1423 2033">第28条 企業出納員等が金銭を収納し</p>

たときは、直ちに所定の領収印を押し、納入者に領収書を交付しなければならない。ただし、口座振替又は指定納付受託者による代理納付により収納するものについては、この限りでない。

2 (略)

たときは、直ちに所定の領収印を押し、納入者に領収書を交付しなければならない。ただし、口座振替又は指定代理納付者による代理納付により収納するものについては、この限りでない。

2 (略)

附 則

この規程は、令和4年3月10日から施行する。

(上下水道局管理部総務課)